

社会保障審議会少子化対策特別部会ヒアリング（3月21日（金））

野木保育園理事長  
坂崎隆浩

1. 保育現場の現状と課題

○保育所に期待される役割の拡大

保育現場では、子どもの最善の利益を基本に置いた真摯な取組

（例）

- ・ 保護者に対する支援（養育困難な家庭の増加、地域の子育て支援への対応）
- ・ 3歳未満児の受入れ拡大に伴う健康・安全のきめ細かい対応
- ・ 発達障害を含めた障害を持つ子どもの受入れの増加
- ・ 食育の推進
- ・ 発達段階に応じた幼児教育の充実

→保育所・保育士に求められる資質や専門性は深化・拡大

○保育士（国家資格化による）多忙化とそれに見合わない待遇

- ・ 限られた職員による業務の多忙化（保護者対応、研修、保育の諸準備等）
- ・ 規制緩和によるパート保育士の増加、正規職員の負担増大
- ・ 他職種と比べて低位な給与水準

→将来的に優れた人材の確保が困難になる懸念

2. 地方の現状と課題

○保育水準の地域間格差

- ・ 現在の保育所は国の定める運営費だけで運営することは困難（自治体が独自の追加財源を充てて運営費を増額している）
- ・ 財政状況や首長の姿勢で保育水準に地域間格差

○都市部と地方の直面する課題の違い

- ・ 都市部：待機児童の解消のための保育サービスの拡充
- ・ 地方：厳しい財政状況の中での保育機能の維持

1及び2における現状の中で認可保育所は、質の高い保育実践と保育所機能を発揮しているが、それは保育所及び保育者の自助努力の上に成立しており、更に十分に発揮するためには大幅な保育環境の改善を図る必要がある。

### 3. 保育サービスの拡充に当たっての要望

#### ○保育環境及び職員の処遇の改善による保育の質の確保

(例)

- ・ 保育所の開所時間（11時間）と保育時間（8時間を基本）を前提とした職員配置の整合性の確保
- ・ 保育士の配置基準の改善（1・2歳児や3歳児の基準）
- ・ 専門的職員（看護師、栄養士、障害児対応、子育て支援対応）の配置
- ・ 他職種との均衡のとれた保育所職員の処遇（給与）の改善

#### ○職員の専門性、資質の向上のための施策の推進

(例)

- ・ 保育所施設長、主任保育士の資格化
- ・ 保育士資格・養成制度の改善（例：国家試験の導入、専門・上級資格の創設）
- ・ 地方自治体による研修体制の確保

#### ○地方での保育サービスの財源確保のための仕組みの構築

- ・ 地方自治体において、保育サービスの拡充や計画的な基盤整備などが可能な安定的財源を確保できる財源確保の仕組み

### 4. 新たな保育のシステムの議論に当たっての要望

#### ○直接契約など利用者の選択できる仕組みの議論については、

- ① 現行のシステムの成功例を十分に吟味していただきたい
- ② 保育の必要性の高い子どもの利用が排除されないこと、
- ③ 保育サービスの拡大のための保育財源の確保、需給バランスの確保、保育環境の改善を前提として、その可否について検討頂きたい。

○都市部の待機児童解消のための保育サービス拡充ばかりではなく、少子化及び過疎地問題が直面している地方の保育サービスを充実するために国基準の財源の確保及び最低基準の維持をしていただきたい。

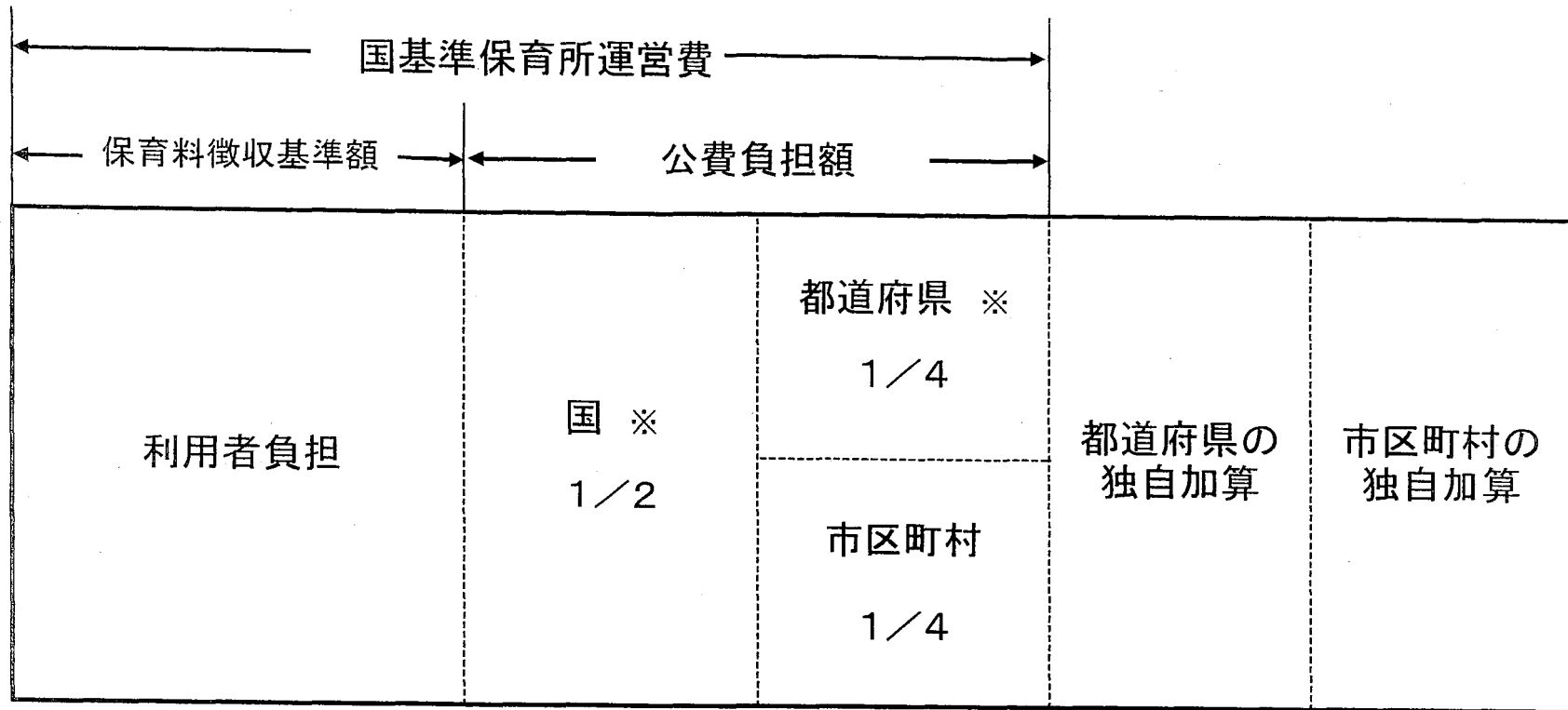
○具体のシステムの制度設計の議論に保育関係者が参画する機会を検討頂きたい。

各国の保育制度（職員配置の基準）

国名	職員配置
日本	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1 保育者は有資格者のみ
アメリカ	○国としての統一的な基準はない （州によりまちまち） 【例：ノース・キャロライナ州】 0歳 5 : 1 1歳 6 : 1 2歳 10 : 1 3歳 15 : 1 4歳 20 : 1 5歳 25 : 1
ドイツ	○国としての統一的な基準はない （州によりまちまち） 【例：ハンブルグ市州】 0歳～2歳 12 : 2 （保育士＋社会教育アシスタント）
フランス	○所長及び保育職員の半数以上は 乳幼児専門の資格者（集団保育所）
イギリス	○公立保育所 1 : 1～6 : 1（年齢による） ○私立保育所 0～2歳児 3 : 1 2～3歳児 4 : 1 3～5歳児 8 : 1 保育職員の半数以上は有資格者

（出典） ○「2003～2004年海外情勢報告」（厚生労働省大臣官房国際課）  
 ○「就学前教育のあり方に関する海外調査」（2004年 株式会社日本総合研究所）

# 保育費用に係る公費負担の仕組み



※ 公立保育所は平成15年度から一般財源化され、市区町村が負担

## 保育所に対する公的助成の例(民間保育所)

平成17年度

区分		千葉県内 A市	東京都内 B区
総額	公的助成総額	299,080 千円	4,781,540 千円
	うち国基準公的助成額	239,942 千円	1,816,702 千円
	うち自治体単独補助	59,138 千円	2,964,838 千円
	保護者負担総額	147,242 千円	726,684 千円
	費用総額	446,322 千円	5,508,224 千円
1人当たり (年額)	公的助成額	506 千円	1,296 千円
	うち国基準公的助成額	406 千円	492 千円
	うち自治体単独補助	100 千円	804 千円
	保護者負担総額	249 千円	197 千円
	費用総額	755 千円	1,493 千円
保育所数		6 力所	38 力所
在園児数(年間延べ)		7,094 人	44,284 人

※保育課調

第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年3月21日	資料6
---------------------------------------	-----

少子化対策特別部会「次世代育成支援に関するサービス・給付の現状」  
の資料に関する意見

080320  
(有)セレーノ  
杉山千佳

3月21日の部会ですが、所要のため欠席につき、意見書をまとめました。参考にさせていただければ幸いです。

・制度の現状について、全体を網羅するわかりやすい資料が出たことはとてもうれしく思っています。ありがとうございました。

(議論に先立ち必要と思うこと)

- ・質の話ばかりしていると、量を拡充することができません。いかに量を拡充していくか、あわせて質をどう維持・向上させていくか、両方に目配りをする必要があると思います。
- ・これまで私たち子育て支援活動を行ってきたものが重視してきた点に、「親を単なる支援の受け手にしない」、「相互支援・地域の支えあいの視点」があります。「子育て支援」は、単なるモノの売買のようなサービスではありません。子どもを核に人と人が関係を結ぶ作業です。この理念をどう組み込んでいくかは大変難しいのですが、どんなときでも忘れないようにしながら議論を進めていけたらと思っています。
- ・「待機児対策を積極的に行わなければならない都市部」と「若者が減る一方で少子化対策が必要な地域」では取り組む内容が全く違うこと、「妻の就労継続」など、仕事と家庭の両立支援に重点を置かなければならない0～3歳と、幼稚園と保育園のあり方を模索する4、5歳、学童期対策ではやらなければならないことが全く違います。大卒の議論ではありますが、地域別、年齢別にやるべきことを整理して、とりこぼすことなく進めていただけたらと思います。

(保育サービスについて)

- ・保育所（通常保育）を核に必要なものを対処療法的に付け加えてきたのがこれまでだったと思いますが、働き方やライフスタイルがこれだけ変化したのですから、抜本的に見直す必要があります。
- ・気をつけたいのは、「ワーク・ライフ・バランス」の応援に資するものであるということ。子どもが病気でも夜中でもいつでも空いていて、いつでも預かってもらえるという施設が果たして子どもにとってよいのかどうか、「サービスがある」ということで、親が（雇用者に求められて）そちらに流れてしまうという側面もあることに十分留意したいと思います。そういう意味では、よく引き合い出されるフランスやスウェーデンの働き方はどうなのか、

子どもが病気の時に預かってくれるサービスなどというものがそれら先進国に存在するのか、延長保育の受け皿はどうなっているのか、参考にしたいと思います。

・「現実問題必要なのだ」というニーズも当然、あります。受け皿づくりは必要ですが、一方で、公的支援としてどこまで行うのか、事業者と従業員で解決できないのか、費用対効果などもみながら議論する必要があると思います。

・「多様な働き方」に対応するという意味では、「特定保育」「休日保育」については通常保育に組み込んでよいのではないのでしょうか。

・「通常保育はすべて税金で」という考え方は、妻が働いていない、現状約7割いるとも言われている家庭とのバランスを欠いているのではないのでしょうか。どこがどれだけ負担をするかについても、議論が必要でしょう。

・新待機児ゼロ作戦もあり、今後量を拡充していかなければならないことを踏まえると、施設整備補助について株式会社、NPO法人も対象にして、「やりたい」と思う人が、同じスタートラインのもと、よいサービスを提供していただけるよう仕組みを見直す必要があるのではないのでしょうか。

(その他の保育事業について)

・家庭的保育事業は現状「認可保育所の補完的役割」という位置づけですが、今後の新しい保育の柱として独立させて制度化したほうがよいのではないのでしょうか。

・病児・病後児保育や一時保育など、何を「専門職」にゆだね、何を「地域のボランティア」にゆだねるのかといった十分な議論を行わないまま、これまで来てしまったように感じます。「保育の質」にこだわるのであればなおのこと、専門家のやるべきことは何か、ボランティアなど地域の支えあいだからこそできることは何かなど、議論をし、できればガイドラインなどを設け、一定の合意の上でよりよい子育ての環境をつくる努力を行うべきではないかと思います。

(すべての子どもの健やかな育成を支える給付・社会基盤について)

・このなかのいくつかの事業は歴史も浅く、現場においてどのような機能が求められるかまだ確定しておらず、親子や社会のニーズに合わせて変化していく可能性が高い事業も多いように思います。ある程度落ち着くまでには時間が必要で、親子によって求める支援内容が相当変わってくると予想されます。そこで、親子の状態を把握しながら、「あなたにはこの支援サービスがいいのでは？」と、案内をするような役割の人を置いていただけないのでしょうか。介護保険制度のケアマネージャーほどの強い役割は必要ありませんが、地域資源とつなげ、親の正しい選択を応援する助言者は必要です。全戸訪問事業あるいは、地域子育て支援センターなどに、そうした機能も付加されるとよいのではないのでしょうか。

以上。